

柳之御所史跡公園条例をここに公布する。

平成22年 3 月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第20号

柳之御所史跡公園条例

(設置)

第1条 柳之御所遺跡の遺構及び遺物の展示等を行うことにより、平泉の文化に関する県民の理解の増進に寄与するため、柳之御所史跡公園（以下「公園」という。）を次のとおり設置する。

名 称	位 置
岩手県立柳之御所史跡公園	西磐井郡平泉町

(行為の許可)

第2条 公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真を撮影すること。
- (3) 公園の全部又は一部を独占して使用すること。

2 知事は、公園の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(行為の禁止)

第3条 公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設、設備又は資料を汚損し、損傷し、又は亡失すること。
- (2) 指定された場所以外の場所にはり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (3) 施設のうち柳之御所資料館において静粛を害し、他人に迷惑をかけること。
- (4) 木竹を伐採し、若しくは植物を採取し、又はこれらを損傷すること。
- (5) 土地の形状を変更し、又は土石を採取すること。
- (6) 指定された場所以外の場所で喫煙し、又は飲食をすること。
- (7) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (8) 指定された場所以外の場所に自動車等を乗り入れ、又は駐車すること。

(許可の取消し等)

第4条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第2条第1項の許可を受けた者に対し、当該許可を取り消し、その効力を停止し、同条第2項の条件を変更し、又は行為の中止、原状の回復若しくは公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定による処分に違反したとき。
- (2) 第2条第2項の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他の不正な手段により第2条第1項の許可を受けたとき。
- (4) 公園の管理上必要があると認めるとき。
- (5) その他公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(損害賠償等)

第5条 施設、設備又は資料を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、知事の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(補則)

第6条 この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。